

金森一丁目町内会 会則

(名 称)

第1条 本会は金森一丁目町内会と称し、事務所を会長宅に置く。

(区域区分)

第2条 本会の区域は金森一丁目の一部および隣接する原町田一丁目、同二丁目の一部区域とする。

2 当区域は地番に基づき数個の「部」に区分し、部は数個の「組」に区分する。

(目 的)

第3条 本会は会員相互の親睦を図り、安全で明るく住み良い地域づくりに資することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は前条の目的を達成する為、次の各号に掲げる事業を行う。

- 1) 会員相互の親睦を図ること
- 2) 社会福祉の増進を図ること
- 3) 青少年の育成を図ること
- 4) 防犯防火及び交通安全、防災に関すること
- 5) 地域の環境整備に関すること
- 6) 健康増進、保健衛生に関すること
- 7) 関係する諸官庁並びに諸団体との協力及び連絡調整に関すること
- 8) 所有する資産及び受託した施設の管理運営に関すること
- 9) その他、本会が必要と認める事業

(会 員)

第5条 第2条第1項に定める区域に居住する世帯は会員となることができる。

- 2 入会を希望する者は入会申込書を会長に提出し、受理された者を会員とする。本会は正当な理由なくこれを拒んではならない。
- 3 会員が当区域に居住しなくなった場合及び書面による退会届が提出された場合並びに本人が死亡又は失踪宣言を受けた場合は、退会したものとする。

(会 費)

第6条 会費は1世帯年額2,400円(月額200円)とし、会長が定めた日に納入する。

- 2 会費の納入は当該年度分を纏めて納入する。但し分割して納入することもできる。
- 3 会員は入会した翌月から会費を納める。退会時には、前納会費のうち退会月の翌月以降分を返還請求することができる。

(役員、任期)

第7条 本会には次の役員を置く。尚、執行役員は原則として他の役員を兼務できないが、

部長は組長を兼務できるものとする。

- 1) 執行役員として会長 1 名、副会長 3 名以内、自主防災隊長 1 名、書記 1 名、総務若干名、会計 2 名、会計監査 2 名とする。
- 2) 顧問及び相談役若干名を置くことができる。
- 3) 部長及び組長は各部各組毎に 1 名とする。
- 2) 執行役員は、会員の中から選出するものとし、その選出及び解任（会則に違反又は本会の名誉を著しく損ねた場合）は役員会に諮り、総会の承認を得るものとする。
- 3) 部長及び組長は原則として各区分内で輪番制とするが、本人の申出により業務の遂行が困難と認められる場合は、当該区分内で相談し免除、変更することができる。
- 4) 執行役員の任期は原則 2 年、部長及び組長は 1 年とし、補欠により選任された役員の場合は前任者の残任期間とする。
- 5) 役員は任期満了以降、後任者が就任するまでの間は、本人の承諾を得て、職務を行うこととするが、再任することもできる。

（職 務）

第 8 条 執行役員の職務は次の通りとする。

- 1) 会長は本会の代表業務及び会務全般の統括、調整（代行業務等）を行う。
- 2) 副会長は会長の補佐及び代行を行う。
- 3) 自主防災隊長は防災、防犯・防火、交通安全に関する訓練等を行う。
- 4) 書記は各会議の議事録を作成する。
- 5) 総務は会務全般を助勢する。
- 6) 会計は出納事務を処理し、会計事務の帳簿書類の作成を行う。
- 7) 会計監査は会計業務の監査を行う。
- 8) 顧問及び相談役は運営に関する相談業務を行う。
- 2) 部長及び組長はお互いに連携して部及び組を纏め、会務を行う。

（役員手当）

第 9 条 執行役員（相談役及び顧問を含む）及び部長に役員手当を予算の範囲内で支給する。

- 2) 役員手当の額は執行部会で決議し、役員会で承認を得る。

（総 会）

第 10 条 総会は本会の最高決議機関であり、定期総会及び臨時総会とする。

- 2) 総会の議長は、会長とする。
- 3) 総会における議決は、出席者の過半数の賛成による。賛否同数の場合は議長がこれを決する。
- 4) 定期総会は毎年 4 月に行い、臨時総会は会員の 1 / 3 以上の開催請求又は役員会で臨時総会開催の議決があった場合に、会長が招集、開催する。
- 5) 総会は次の事項を決議する。
 - 1) 事業計画及び事業報告に関する事項

- 2) 予算及び決算に関する事項
- 3) 会則の改正に関する事項
- 4) 執行役員の選任及び解任に関する事項
- 5) その他本会の運営上必要な重要事項
- 6 総会は会員の総数の1/2以上の出席をもって成立する。但し、出席できない場合は、委任状の提出により出席したものとみなす。

(総会議事録)

第11条 総会の議事については次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- 1) 日時及び場所
 - 2) 会員の現在数及び出席者数（委任状を提出した会員を含む）
 - 3) 開催目的、審議事項及び議決事項
 - 4) 議事の経過の概要及びその結果
- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2名以上が署名、押印をしなければならない。

(役員会)

第12条 役員会は執行役員及び部長が出席して毎月1回行うこととするが、会長の判断により日時を変更することができる。

- 2 役員会は総会に提案する審議事項及び総会の審議を要しない会務の執行に関する事項について決議する。
- 3 役員会は、第3条の目的を達成するため、必要に応じて委員を選出し、特別委員会を設置することができる。

(執行部会)

第13条 執行部会は会長及び副会長、自主防災隊長、書記が出席して毎月1回行うこととするが、会長の判断により日時を変更することができる。

- 2 執行部会は役員会に提案する審議事項及び役員会の審議を要しない会務の執行に関する事項について決議する。

(会計)

第14条 会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

- 2 経費の支出は総会で決議された予算に基づき、本会の目的に沿って行う。
- 3 収入及び支出並びに資産を管理する為に、会計及び資産の帳簿を整備し、会費、寄付金、補助金その他の収入により本会を運営する。

(会計監査)

第15条 会計監査は、会計年度終了後に会計業務の監査を行い、総会に於いて報告する。

(弔慰見舞い)

第16条 会員及び会員の同居家族が死亡した場合は、金5千円の弔慰金を贈る。

- 2 風水害、火事等の災害により自宅が被災した場合は、金1万円を贈る。但し、甚大

被害の大規模災害の場合は適用しない。

- 3 役員が任期中に 10 日以上入院した場合は、金 5 千円を贈る。
- 4 金額等に疑義が生じた場合は、役員会に諮り協議するものとする。

(表彰)

第 17 条 本会の運営において 7 年以上に亘り功労があった執行役員については、これを表彰した上で、退任時にお祝い金 1 万円を贈呈する。

(公会堂使用)

第 18 条 公会堂の使用は、会員及び非会員の福利増進の為とし、本会の目的に沿った場合を優先とする。その順位は町内会、委員会、団体（老人会、クラブ等）とし、原則無料とする。

- 2 本会の目的以外で公会堂を使用する場合の使用料は下表の通りとする。

時 間	会 員	会員以外
8 時～12 時	1 千円	2 千円
12 時～17 時	1 千円	2 千円
17 時～22 時	1 千円	2 千円
1 日（8 時～22 時）	3 千円	6 千円
終日（葬儀等）	5 千円	1 万円

- 3 使用申込みは添付所定用紙で会長に申請する。
- 4 宿泊時の寝具等は当事者が準備する。
- 5 建物備品等に損害等与えた場合は使用責任者がその責任を負う。
- 6 使用時は公会堂に備付けの注意事項に準拠する。

(自主防災隊)

第 19 条 災害時の対応及び防災等の訓練を目的に、自主防災隊を設置する。尚、自主防災隊長は会長が任命する。

- 2 自主防災隊は平時の防災訓練等を計画し、実施する。
- 3 大災害等により町内会に甚大な被害が発生した場合は、会長の判断により自主防災隊を再編成する。

(個人情報の取り扱い)

第 20 条 本会が会務を推進するために必要とする個人情報の取得、利用、提供及び管理については、利用目的の範囲内で適切に運用するものとする。

(委任)

第 20 条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は総会又は役員会の議決を経て、会長が別に定める。

(会則の変更)

第 21 条 この会則は、総会において過半数の同意を得なければ、変更することができない。

令和 6 年 1 月 2 1 日 改定